



生活困窮世帯の子どもへの学習支援活動を行う 団体様へ

マスクや消毒液など感染症対策にかかる消耗品購入、WiFiルーターやタブレットなどICTの導入・整備に対して、補助金を交付します。

補助上限 25万円

月2回以上、不特定多数の生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援活動が無償で実施している団体で、次の要件を満たす団体が対象です。

- ・今年度生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を受託している、又は1年以上の継続した学習支援等の活動実績がある
- ・ホームページ、自治体の広報、公共機関等へチラシ等を配架するなどの方法で参加者を広く募集している
- ・団体の規約、毎年度の事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等を備えている

【申込方法等の詳細は、裏面をご覧ください】

【問合せ先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課生活困窮者対策グループ

電話:045-285-0190(直通)

【子どもの学習・生活支援体制強化事業補助金概要】

<p>補助上限</p>	<p>1 団体あたり25万円 ※県内に複数の活動拠点を有する場合は、活動拠点ごと25万円（ただし、1市区町村あたり最大1か所まで）</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>a マスク、消毒液、除菌ペーパー、消毒液用の噴霧器、ビニール手袋、ペーパータオル、非接触型体温計など飛沫・接触防止や消毒・除菌に資する消耗品（概ね令和5年3月末までに消費できる数量）の購入費等 b アクリル板、サーキュレーター、空気清浄機、自動手指消毒機など換気や飛沫・接触の防止に資する備品や機器類の購入費等（リース・レンタルの場合は令和5年1月末までの金額。年契約等の場合は、月割り計算で令和5年1月末までの金額） c WiFiルーター、タブレット、webカメラやマイクなど、子どもと支援従事者がオンライン学習・相談を実施できるようにするための機器類の購入費等（リース・レンタルの場合は令和5年1月末までの金額。年契約等の場合は、月割り計算で令和5年1月末までの金額） d cのための通信契約料、手数料（令和5年1月末までの契約料。年契約等の場合は、月割り計算で令和5年1月末までの金額）</p>
<p>申込方法</p>	<p>・電子申請システム（e-kanagawa）からネット申込み</p> <div data-bbox="354 1327 1442 1616" style="border: 1px solid orange; padding: 10px;"> <p>① 右側の二次元バーコードよりアクセスしてください。</p> <p>② 検索キーワード入力欄に、「子どもの学習」と入力</p>  </div> <p>・メール又は郵送</p> <div data-bbox="354 1699 1442 2176" style="border: 1px solid orange; padding: 10px;"> <p>①右側の二次元バーコードを読み取り、HPから申請書をダウンロード</p> <p>②申請書と添付書類をメール又は郵送</p> <p>メール seikatu-sien@pref.kanagawa.lg.jp 郵 送 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県生活援護課生活困窮者対策グループ</p>  </div>